



室蘭基署基 1220 第 2 号
平成 29 年 12 月 20 日

室蘭労働基準協会長 殿

室蘭労働基準監督署長



「北海道冬季災害ゼロでんとう防止運動」等の取組について（協力依頼）

平素より、労働災害の防止に御尽力いただきしておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、北海道内における平成 28 年の休業 4 日以上の労働災害による死傷者数は 6,614 人で、そのうち転倒災害による災害は 1,855 人と全体の 28.0% を占めています。

また、転倒災害のうち 5 割は 12 月、1 月、2 月、3 月に発生しており、平成 28 年 11 月には転倒により頭部を強打し死亡した災害も発生しております。

当署管内におきましても平成 28 年の休業 4 日以上の労働災害による死傷者数 200 人のうち転倒による被災者は 65 人と全体の 32.5% を占めています。

北海道は本格的な冬を迎え、特に雪や凍結による転倒災害の多発が懸念されるところであります。

このため、北海道労働局では、冬季労働災害のうち「転倒」に着目し、重点的に転倒災害防止対策に取り組むことによって、労働災害を大幅に減少させることを目標に、別添リーフレット記載の実施要領により、昨年度に引き続き「北海道冬季災害ゼロでんとう防止運動」を展開することといたしました。

また、冬道運転にかかる交通労働災害、屋根の除雪作業における墜落・転落災害、一酸化炭素中毒等、冬季労働災害防止実施運動も併せて展開しております。

つきましては、本運動の趣旨を御理解いただき、傘下会員事業場に対する本運動の取組についての周知啓発に御協力いただきますようお願い申し上げます。

※リーフレットは北海道労働局のホームページからダウンロード出来ます。

(掲示場所)

ホーム > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 安全関係 > 労働災害防止について > 冬季災害防止

室蘭労働基準監督署 第 2 方面

〒051-0023

室蘭市入江町 1 番地 13

室蘭地方合同庁舎

TEL : 0143-23-6131

FAX : 0143-22-5213

事業者の皆様へ

「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」の取組方法

北海道労働局労働基準部安全課

- 1 実施要領に記載されている、実施事項「運動の5Action」の実施計画を立てましょう。
- 2 北海道労働局のホームページからリーフレットをダウンロードするなどして、A3版で印刷し、労働者の見やすい位置に掲示します。
いくつも部署がある場合は、部署ごとに掲示するとよいでしょう。
- 3 経営トップの決意表明や安全衛生に関する宣言をリーフレットと併せて掲示しましょう。
- 4 取組期間は、平成29年12月1日～平成30年3月31日となります。
- 5 各月毎に「転倒災害ゼロ」又は「災害ゼロ」（事業場において選択可）を達成したら、リーフレットのてんとう防止君がもっているクローバーの該当月を「緑色」に塗りつぶします。
- 6 クローバーすべての葉が「緑色」になるよう、実施要領に書かれている「具体的な転倒災害防止対策（例）」を参考に、「転倒災害」ゼロを目指して取り組みましょう。

「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」に関する照会先は、
北海道労働局労働基準部安全課（011-709-2311（内線3555））です。

北海道冬季災害ゼロ てんとう防止運動



STOP ! 転倒灾害

運動期間：平成29年12月1日～平成30年3月31日

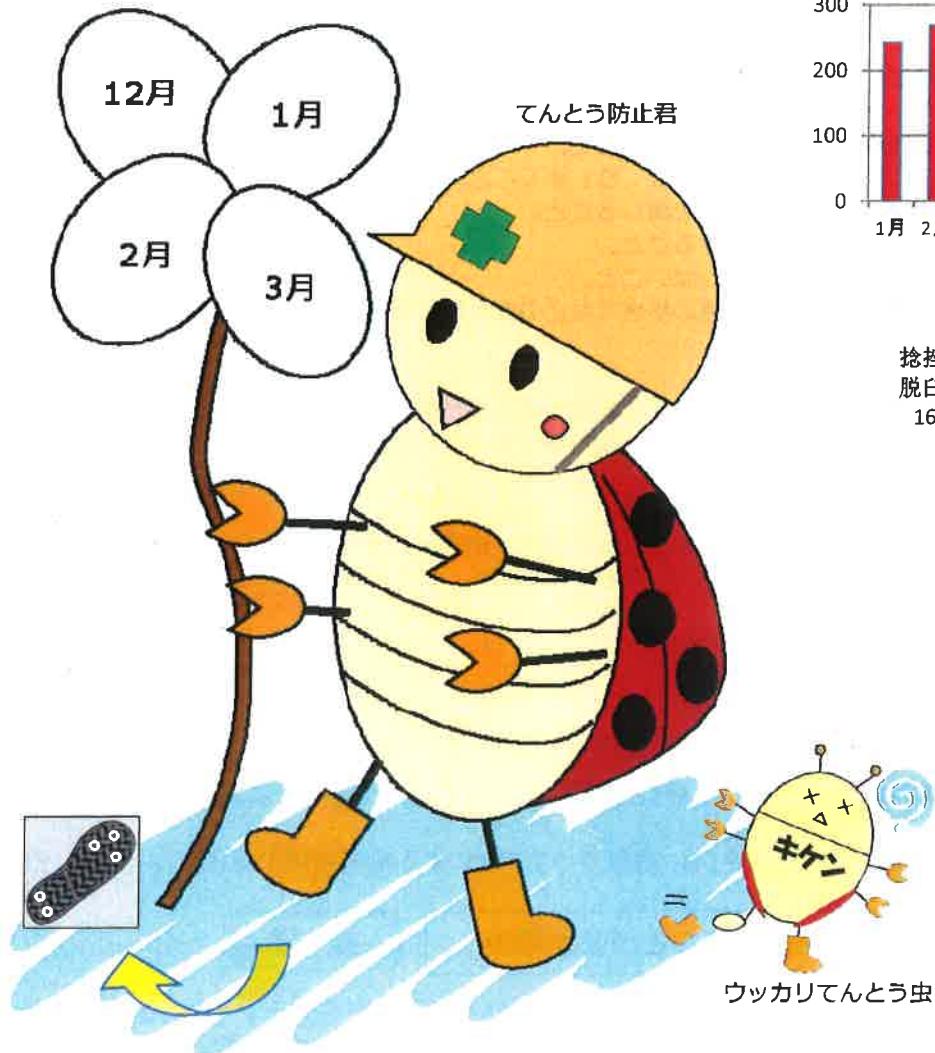
転倒災害ゼロを目指して取り組みましょう。

【運動の5 Action】

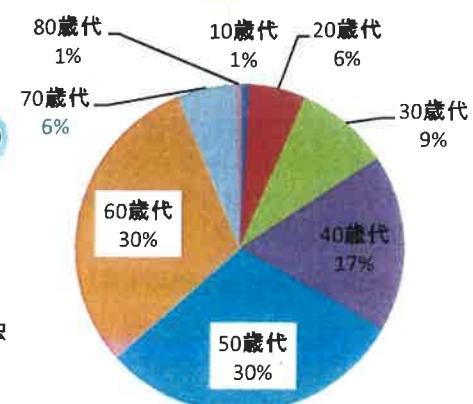
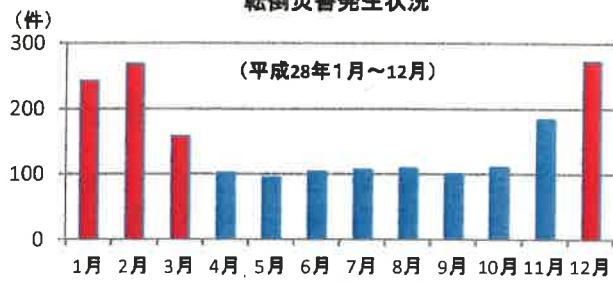
- 経営トップの転倒防止に取り組む意志表明
- 安全担当責任者の職場巡回の実施
- 4S（5S）活動の実施、危険予知活動や冬季危険ヒヤリマップ作成の推進
- 危ない！と感じた場所の情報集約（ヒヤリハット報告など）
- 転倒の危険がある場所の改善

咲かせよう！
「安全」のクローバー

災害ゼロを達成したら、達成月の葉を塗りつぶし、すべての葉が緑色になる
ように取り組みましょう！



転倒災害発生状況



資料：労働者死傷病報告（休業4日以上）による



厚生労働省北海道労働局

各労働基準監督署（支署）



『北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動』実施要領

厚生労働省北海道労働局

北海道内における平成28年の休業4日以上の労働災害による死傷者数は6,614人で、そのうち転倒による災害は1,855人と28.0%を占めています。

また、転倒災害のうち5割が12月、1月、2月、3月に発生しており、平成28年11月には凍結路面で転倒し頭部を強打したため死亡する災害も発生しております。

北海道はこれから本格的な冬を迎える、特に雪や凍結による転倒災害の多発が懸念されるところです。

北海道労働局では、冬季災害防止対策のうち「転倒」に着目し、重点的に対策に取り組むことによって大幅に労働災害を減少させることを目標に、『北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動』を展開しますので、一人ひとりの積極的な取組により、冬季の転倒災害を撲滅しましょう。

運動期間：平成29年12月1日から平成30年3月31日

実施事項：「運動の5 Action」

① 経営トップの転倒防止に取り組む意志表明

② 安全担当責任者の職場巡回の実施

③ 4S（5S）活動の実施、危険予知活動や冬季危険ヒヤリマップ作成の推進

④ 危ない！と感じた場所の情報集約（ヒヤリハット報告など）

⑤ 転倒の危険がある場所の改善

主唱者：北海道労働局 各労働基準監督署（支署）

実施者：事業者及び労働者



【具体的な転倒災害防止対策（例）】

《屋外での転倒災害防止対策》

冬期間は凍結した路面で転倒し怪我をする災害が多く目立ちます。事業場内の駐車場や通路、また、通勤経路では次の対策を実施しましょう。

① 事業場敷地内、駐車場、出入口、通勤経路等の滑り易い場所を確認し、「危険マップ」を作成する等により労働者に周知すること。

② 靴は保温性が高く、かつ、滑りにくいものを使用すること。

③ 小さな歩幅で、靴の裏全体をつけ、「急がず、ゆっくり」歩くこと。

④ 通路等は凍結防止対策（融雪剤、砂の散布等）を講じること。

⑤ 屋外や屋外に通じる階段にはすべり止めを設けること。

⑥ 服やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。

⑦ 初めて北海道の冬を経験する者に対して、雪道の歩き方などの安全教育を行うこと。

《屋内の転倒災害防止対策》

水や油でぬれた床で滑って転倒したり、段差につまずいて転倒する災害が多く目立ちます。水のたまるところは水はけのよい床に改修し、油などの汚れは定期的な清掃により取り除くなどの対策が必要です。次の対策を実施しましょう。

① 出入口などの滑りやすい場所は滑り止めの措置をとる。

② 段差ができるだけなくするか、段差のある場所には「足元注意」の表示をする。

③ 床の油汚れや床面が水などで濡れているのを見つけたらすぐに拭く、濡れたままにしておかない。

④ 通路には物を置かない、物をはみ出させない。

⑤ 専用の滑りにくい履物を履く、靴の踵を踏まない。

⑥ 走らない、ポケットに手を入れたままで歩かない。

⑦ 決められた通路を通る。

⑧ 出入り口や曲がり角では歩行速度をゆるめ、対向する人の有無を確認する。

駅構内、ビルなどに設置されているエスカレーターでは、歩くと振動による急停止や接触などによる転倒災害につながります。エスカレーターでは歩かないようにしましょう。

また、スマートフォン等を操作しながら歩く「ながら歩き」は、接触やつまずきによる転倒災害の原因になるので、行わないようにしましょう。

※このリーフレットは、

北海道労働局 てんとう防止運動

検索

STOP! 転倒灾害
プロジェクト

厚生労働省では、企業・事業場で実施されている転倒災害を防止するための安全活動の創意工夫事例（見える化事例）を募集し、公開していますので、参考にしてください。

職場のあんぜんサイト

検索